

平成 1 8 年度 第 2 回大東市国民保護協議会会議録

平成18年度 第2回大東市国民保護協議会会議録

議 事 日 程

平成18年9月5日(火) 午後2時開議

報 告 大東市国民保護協議会委員の異動について

議題1 大東市国民保護計画修正一覧について

議題2 大東市国民保護計画概要について

議題3 大東市国民保護計画の策定スケジュールについて

出 席 委 員

会 長	大東市長	岡本日出士
3号委員	大阪府危機管理課長補佐	田中 隆好(代理出席)
3号委員	大阪府四條畷保健所長	江頭 誠
3号委員	大阪府枚方土木事務所地域防災監	山口 晃寛
3号委員	大阪府四条畷警察署警備課長	土田 秀一
4号委員	大東市助役	田口 幹雄
5号委員	大東市教育長	中口 馨
5号委員	大東市消防長	古木 正純
6号委員	大東市収入役	乗本 良一
6号委員	大東市水道事業管理者	多田 由一
6号委員	大東市政策推進部長	西川 昇
6号委員	大東市総務部長	木村 幸雄
6号委員	大東市福祉保健部長	岡本 寿
6号委員	大東市人権推進部長	新垣 康男
6号委員	大東市都市整備部総括次長	寺西 幸雄
6号委員	大東市下水道部長	川口 正志
6号委員	大東市水道局長	山口 公
6号委員	大東市教育委員会事務局学校教育部長	中村 正吾
7号委員	大東郵便局総務課長	土居 正治(代理出席)
7号委員	J R 四条畷駅長	堤 勝之
7号委員	N T T大阪東支店災害対策室主査	堤之 慎一(代理出席)

7号委員	関西電力守口営業所所長室長	林 一実（代理出席）
7号委員	大阪ガス保安グループリーダー	福家左斗志（代理出席）
8号委員	大東・四條畷医師会副会長	榎本 剛夫
8号委員	大東市消防団長	川西 章市

事 務 局

市民生活部長	山下 隆義
市民生活部総括次長兼防災担当次長	梅田 秀造
市民生活部生活安全課主幹兼上席主査	山本 了一
市民生活部生活安全課	松本 茂之
国際航業株式会社	柴崎 洋二

午後 2 時 0 0 分開議

司会者（山本主幹兼上席主査）

それでは皆さんお揃いになりましたので、ただ今から、「第 2 回大東市国民保護協議会」を開催させていただきます。

私、司会を務めさせていただきます、市民生活部生活安全課の山本でございます。

本日は、皆様方におかれましては、ご多忙のところ本会議にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

本日の会議でございますが、委員総数 27 名。内出席者 24 名で、過半数に達しておりますので、大東市国民保護協議会条例の規定により、会議が成立いたしておりますことをご報告いたします。

次に、「大東市国民保護協議会委員の異動について」ご報告いたします。平成 18 年 4 月 27 日の、第 1 回協議会以降に人事異動等により、新たに委員に就任されました方をご紹介します。

私から順にお名前を読み上げますので、誠に恐縮ではございますが、自席でご起立願います。

前下水道部長として委員に就任していただいております、大東市水道事業管理者の多田由一様でございます。

大東市下水道部長、川口正志様でございます。

J R 四条駅長の堤勝之様でございます。

N T T 大阪東支店災害対策室長の渋谷亮様でございます。

なお、本日ご出席の委員様につきましては、お手元にお配りしております配席表をもちまして、ご紹介とさせていただきます。

続きまして、議題に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧下さい。

第 2 回大東市国民保護協議会次第

配布資料といたしまして、資料 1 大東市国民保護協議会構成名簿

資料 2 大東市国民保護計画(概案) 修正一覧表及び資料 3 大東市国民保護計画(概案) につきましては、事前に配布させていただいております。資料 2、資料 3 としてお願いいたします。

次に、資料 4 大東市国民保護計画(概案) の要点、資料 5 大東市国民保護計画の策定スケジュール

以上でございます。ご確認をお願いいたします。

それでは、議題に移らせていただきます。規定により議長は岡本市長に務めていただきます。

それでは岡本市長、よろしくお願い致します。

岡本日出士大東市長

みなさんこんにちは。今年は例年にない暑さの夏であり、また、恒例による夏休み、盆

の間の、公私とも皆さん方には大変お忙しい中でありましたけれども、皆様方のご協力によりまして、国民保護計画概案を作成することができました。厚くお礼を申し上げます。

それでは、議題に入りたいと思います。議題1の「大東市国民保護計画修正一覧について」、議題2の「大東市国民保護計画概案について」は関連しておりますので、一括して事務局の説明を求めます。事務局お願いします。

事務局（梅田総括次長兼防災担当次長）

それではご説明させていただきます。議題1「大東市国民保護計画修正一覧」でございますが、委員の皆様のご意見・ご指摘によりまして、当初の案から19項目を修正いたしました。修正内容は、事前にお配りいたしました、お手元の修正一覧表のとおりでございます。

また該当するページは、見え消しにより「どの部分が、どう修正された」かを明確にし、事前に、差し換えをお願いしておりますので、この場では、修正の一部を紹介させていただきます。

それではお手元の、概案の39ページをご覧ください。中段に対策本部長の権限の表がございます。この表の真ん中の「権限内容」の内、2段3段4段目の語尾が、当初は、全て「求め」で終わっておりますが、求めの意思が明確になること。及び語尾を名詞そろえ、とすべきご指摘があり、そのとおり各々請求、要求、要請といたしました。

次に41ページをご覧ください。最終行の初動体制の組織の会議員について、情報の収集・分析・応急対策の検討について、消防の対応は必要不可欠であり、ご指摘のとおり消防署長を会議員に加えました。

次に57から58ページでございます。避難住民の誘導につきまして、当初の記述では、市長と市職員の誘導が混在しており、ご指摘のとおり、記述順序を変更し、市長の業務を前段にし、その後に市職員による避難誘導、そして最後に関係者の協力といたしました。

次に87ページをご覧ください。13から14行に「また、海水を利用した消火活動・うんぬん・要請する」とありましたが、本市には海水がございませんので、削除いたしました。

以上で修正箇所の抜粋説明を、終わらせて頂きます。

続いて、議題2「大東市国民保護計画概案」について、ご説明いたします。

概案全てを説明いたしますには、相当な時間をついやすこととなりますので、お手元の資料4、計画の要点をもって、説明いたします。

最初に、1頁の「国民保護法」をご覧ください。「国民保護法」は、武力攻撃や大規模テロから、国民の生命・身体および財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国・地方公共団体等の責務や、国民を保護するための措置について規定されております。「国民保護措置の実施」につきましては、武力攻撃事態等に至った場合、事態対処法第9条に規定されておおり、政府が基本的な対処方針を決定し、国は武力攻撃事態等対策本部、都道府県・市町村などは国民保護対策本部を設置し、対処方針に基づき、国民保護措置を実施いたします。ページ後段の図は、実施の流れでございます。

次に2ページの「国民保護計画」をご覧ください。

国民保護法第32条に「政府は、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針を定める」と規定されております。政府は、国民保護措置の実施に関する、基本的な方針、また都道府県等が国民保護計画を作成する際の、基準となる事項などを定める、基本指針を決定いたします。

都道府県知事・市町村長は、この基本指針に基づき、あらかじめ国民保護計画を策定いたします。国民保護計画には避難・救援・武力攻撃災害対処などの国民保護措置に関する事項、国民保護措置を実施するための体制などを規定いたします。なお計画作成に当たっては、国民保護協議会に諮問したうえで策定すること、とされております。

ページ後段の図は、計画策定の流れでございます。

3ページをご覧ください。「市計画の基本的な考え方」でございますが、概案の1ページ第1編総論にも記載しておりますが、「目的」は、大東市域において、武力攻撃等から住民の生命・身体・財産を保護することにあります。

「市の責務」として、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施すること。

市域において、関係機関・関係機関とは、市長その他の執行機関・指定公共機関・指定地方公共機関でございますが、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進すること。でございます。

「計画の策定方針」は、国の基本指針・府の計画に基づき本年3月に作成された「市町村国民保護計画、大阪府版基本モデル」を基本として策定し、市が実施する国民保護措置の基本的な枠組みを規定しております。

具体的な実施手順などは、別途、仮称実施マニュアルを、19年度中に作成予定しております。

また府の計画と整合性を図ること、地域防災計画等の取り組みの活用、近隣市町村や住民との連携を策定方針としております。

次に4ページをご覧ください。

「市の計画の構成」でございますが、全5編で構成されております。

第1編は「総論」、以下第2編「武力攻撃事態等への対処」第3編「平素からの備え」第4編「復旧等」第5編「用語の意義」となっております。

第1編の総論では、計画の目的と対象、この対象は本市住民・国籍にかかわらず事態発生の際に市域内にある全ての者としております。

また、計画の位置づけ・基本方針・市の特性・計画が対象としている武力攻撃、緊急対処事態などを記載いたしました。

第2編「武力攻撃事態等への対処」では、国民保護対策本部の設置、事態前の初動体制などの実施体制の確立、警報及び避難指示の伝達では特に災害時要援護者への伝達を、また避難誘導・救援・武力攻撃災害への対処を記載いたしました。

第3編「平素からの備え」では、組織・体制の整備、関係機関との連携、広報・啓発・訓練、避難誘導では、複数の避難実施要領をあらかじめ作成すること等を記載しております。この避難実施要領は、府との整合性の確保の観点から、府の動向を見極めた上、実施マニュアル同様、19年度中に作成したいと、考えております。

第4編「復旧等」では、施設の応急復旧・損失、損害補償等また国民の権利、利益の

救済を記載いたしております。

第5編は、計画にかかる「用語の意義」でございます。

以下のページは、今までご説明いたしましたことの参考資料でございます。

6ページをご覧ください。「市計画が対象とする事態」でございます。

国の基本方針で想定されている、武力攻撃事態の 着上陸侵攻 ゲリラ・特殊部隊による攻撃 弾道ミサイル攻撃 航空攻撃、の4類型。

緊急処理事態の 石油コンビナートの爆破等の、危険物質を有する施設等に対する攻撃 大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破の、多数の人が集合する施設等に対する攻撃 ダーティボム、炭疽菌、サリン等の大量散布等の、多数の人を殺傷する物質等による攻撃 航空機等による自爆テロ等の、交通機関を用いた攻撃、の4事態例。並びに各々の被害範囲・予測可否等を表にしております。大阪府域では特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃や緊急処理事態を想定しております。

8ページをご覧ください。「武力攻撃事態等への対処」について、発生段階に応じて実施する措置を表にしております。特に最後の段の事態認定前、いわゆる突発的事態につきましては、その事案の原因が不明であり、国において認定がなく、対策本部を設置すべき指定がない場合、災害対策本部または危機管理対策本部を設置し、対処いたします。

9ページをご覧ください。「市実施体制の確立」について、事態認定の有無の場合に応じた実施体制を、表にしております。

10ページをご覧ください。「警報及び避難指示の伝達」でございます。

表のとおり、国から府へ、そして市から住民等へ伝達されます。この場合、特に災害時要援護者への配慮が必要と考えております。

最後に11ページをご覧ください。第3編の「平素からの備え」について、組織・体制の整備等をまとめたものでございます。

以上で、雑駁でございますが、説明を終わらせていただきます。

岡本日出士大東市長

事務局からの説明は終わりましたが、ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

ないようでございます。それでは、皆様におはかりいたします。大東市国民保護計画概案につきまして、本市の原案とすることについてご異議はございませんか。

委員

異議なし

岡本日出士大東市長

異議なしと認め、本概案を原案といたします。

それでは次に、議題3の策定スケジュールについて、事務局から説明を求めます。事務局。

事務局（梅田総括次長兼防災担当次長）

それでは議題3の「策定スケジュール」について、ご説明いたします。

お手元の配布資料5の「策定のスケジュール」をご覧ください。

前回、ご説明いたしましたとおり、大東市国民保護計画は、平成18年度中に作成することとされております。

当初のスケジュールでは、第2回協議会は、8月下旬開催予定でございましたが、諸事情により、若干遅れまして、本日開催となりましたが、今後のスケジュールは、当初と同様に、本日は承いただきました原案をにより、大阪府との事前調整を行います。これは6週間から8週間必要とされておりますので、その期間に並行して、パブリックコメント並びに市議会に中間報告をいたします。

府との事前調整で指摘のあった事項、ならびにパブリックコメントでの意見を集約した修正案を、事務局で作成し、今回の概案修正と同様な手順で、この修正案を11月中に、検討いただき、ご意見の集約結果をもちまして、12月に、府との事前協議を行う予定でございます。

事前協議がととのいますれば、来年1月中、に第3回協議会を開催し、計画の答申を頂きたいと、考えております。

そののち、法に定められております府知事との協議を行います。これは3週間から4週間必要でございます。協議がととのいましたのち、2月に計画を策定し、3月の定例市議会に計画策定の報告を致したい。と思っておりますので、委員の皆様には、ご協力をよろしくお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

岡本日出士大東市長

事務局からの策定スケジュールについて、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようでございます。ありがとうございます。それでは、策定スケジュールにのっとり早急に大阪府へ事前相談の手続きを行なって参ります。

本日は、委員の皆様には、貴重なご意見を頂きありがとうございました。以上をもちまして、議事を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

司会者（山本主幹兼上席主査）

どうもありがとうございました。今後ご意見などございましたら、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、「大東市国民保護協議会」を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後2時22分閉会